

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件

○厚生労働省告示第六十九号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなし、この告示の適用の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和七年三月二十七日

厚生労働大臣 福岡 資麿

様式第二号（表面）を次のように改める。



障害者採用計画実施状況通報書

機関名

令和 年 月 日現在

A 計画の始期及び終期		B 本通報作成時における在職状況																				
① 始期 令和 年 月 日	② 終期 令和 年 月 日	③ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数																			⑤ 計 [④のハ +④のニ +④のフ]	
		④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数	(イ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	(ロ) 重度身体障害者である短時間勤務職員の数	(ハ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員の数	(ニ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員の数	(ホ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員の数	(ヘ) 身体障害者の数	(ト) 重度知的障害者の数	(フ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	(リ) 重度知的障害者である短時間勤務職員の数	(ス) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員の数	(ケ) 重度知的障害者である特定短時間勤務職員の数	(7) 知的障害者の数	(7) 精神障害者の数	(ハ) 精神障害者である短時間勤務職員の数	(3) 精神障害者である特定短時間勤務職員の数	(7) 精神障害者の数	(7) 計 [④のハ +④のフ +④のフ]			
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
⑥ 実雇用率		⑤		×100		%		⑦ 法定雇用率を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数											人			
C 計画始期から本通報作成時までの間における採用状況																						
⑧ 組織の区分		⑩ 計画における採用予定			⑪ 採用状況																	
		⑩ 除外職員を除く職員の数	⑩ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数	⑩ 除外職員を除く職員の数	⑫ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数																	⑬ 計 [⑫のハ +⑫のフ +⑫のフ]
		(イ) 重度身体障害者の数	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員の数	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員の数	(ホ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員の数	(ヘ) 身体障害者の数	(ト) 重度知的障害者の数	(フ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	(リ) 重度知的障害者である短時間勤務職員の数	(ス) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員の数	(ケ) 重度知的障害者である特定短時間勤務職員の数	(7) 知的障害者の数	(7) 精神障害者の数	(ハ) 精神障害者である短時間勤務職員の数	(3) 精神障害者である特定短時間勤務職員の数	(7) 精神障害者の数	(7) 計 [⑫のハ +⑫のフ +⑫のフ]				
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
	合計	a	b	c	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	d	
⑭ 採用計画実施率		D		備考																		
= $\frac{d/c}{b/a} \times 100$		%																				
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第6条の規定により、上記のとおり通報する。																						
令和 年 月 日 厚生労働大臣 都道府県労働局長 殿																						
任命権者の官職及び氏名																						
記入担当者						所属部課名						氏名										

様式第二号の二（表面）を次のように改める。



障害者採用計画実施状況通報書（法定雇用率2.7%が適用される教育委員会用）

機関名 令和 年 月 日現在

A 計画の始期及び終期		B 本通報作成時における在職状況																			
① 始期 令和 年 月 日	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数																	⑤ 計 [④のヘ +④のフ +④のク]		
		(イ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	(ロ) 重度身体障害者である短時間勤務職員の数	(ハ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員の数	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員の数	(ホ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員の数	(ヘ) 身体障害者の数	(ト) 重度知的障害者の数	(チ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	(リ) 重度知的障害者である短時間勤務職員の数	(ス) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員の数	(セ) 重度知的障害者である特定短時間勤務職員の数	(シ) 知的障害者の数	(フ) 精神障害者の数	(ヘ) 精神障害者である短時間勤務職員の数	(コ) 精神障害者である特定短時間勤務職員の数	(ケ) 精神障害者の数	(ク) 精神障害者の数			
② 終期 令和 年 月 日	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
⑥ 実雇用率 $\frac{\text{⑤}}{\text{③}} \times 100$		%		⑦ 法定雇用率を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数																	人
C 計画始期から本通報作成時までの間における採用状況																					
e 採用状況																					
⑧ 組織の区分		⑨ 計画における採用予定																			
		⑩ 除外職員を除く職員の数	⑪ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数	⑫ 除外職員を除く職員の数	⑬ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数														⑭ 計 [⑬のヘ +⑬のフ +⑬のク]		
		(イ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	(ロ) 重度身体障害者である短時間勤務職員の数	(ハ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員の数	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員の数	(ホ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員の数	(ヘ) 身体障害者の数	(ト) 重度知的障害者の数	(チ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	(リ) 重度知的障害者である短時間勤務職員の数	(ス) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員の数	(セ) 重度知的障害者である特定短時間勤務職員の数	(シ) 知的障害者の数	(フ) 精神障害者の数	(ヘ) 精神障害者である短時間勤務職員の数	(コ) 精神障害者である特定短時間勤務職員の数	(ケ) 精神障害者の数	(ク) 精神障害者の数	(ケ) 精神障害者の数	(ク) 精神障害者の数	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合計		a	b	c	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	d
⑭ 採用計画実施率 $\frac{d/c}{b/a} \times 100$		%		D 備考																	
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第6条の規定により、上記のとおり通報する。																					
令和 年 月 日 厚生労働大臣 殿 都道府県労働局長																					
任命権者の官職及び氏名																					
記入担当者						所属部課名						氏名									

様式第三号（裏面）を次のように改める。



様式第3号（裏面）

〔注意〕

- 1 二以上の障害を有する者については、いずれか一の障害のみについて記載すること。
- 2 ①欄には、当該機関に常時勤務する職員の数を記載すること。
- 3 ①a欄、②d欄、③g欄並びに④(イ)、(ロ)、(ト)、(チ)及び(ワ)欄は、短時間勤務職員を除くこと。
- 3-2 ①b欄、②e欄、③h欄並びに④(ハ)、(ニ)、(リ)、(ヌ)及び(カ)欄は、障害者の雇用の促進等に関する法律第69条に規定する特定短時間勤務職員を除くこと。
- 4 ②欄には、〔参考1〕に掲げる職種に属する職員の数を記載すること。
- 5 ③欄には、〔参考2〕に掲げる職種に属する職員の数を記載すること。
- 6 ④欄の()内には内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 7 ⑤欄には、直近に提出した障害者任免状況通報書の⑧欄「適用される除外率」に記載した数を記載すること。合併により新たに生じた機関あるいは合併等により新たに通報義務が生じた機関においては、⑤欄は記入せず、A欄、Bの⑥欄から⑫欄まで及びC欄を記入すること。
- 8 ⑥欄には、当該年度の6月1日時点における基準割合を記載するものであること。
- 9 ⑥欄には、小数点以下第1位を切り捨てた数を記載すること。
- 10 ⑦欄には、〔参考3〕に従い、基準割合(⑥)に応じた除外率の数字を記入すること。基準割合が35%未満であるときは0とすること。
- 11 ⑧欄には、⑤欄の数と⑦欄の数の差が10以上となるときは⑦欄の数を、10以上とならないときは⑤欄の数を記載すること(合併等により⑤欄に記入しなかった機関においては、⑦欄の数を記載すること)。ただし、⑤欄の数が5以上となり、かつ、⑦欄の数が0となるときは⑦の欄の数を記載すること。
- 12 ⑨欄には、職員の数(①c)から除外職員数(②f)及び除外率相当職員数(①c-②f)×⑧。1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数を控除した数を記載すること。
- 13 ①c欄、②f欄、③i欄、④(ヘ)、(ケ)及び(ク)欄並びに⑩欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 14 ⑪欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 15 ⑫欄には、⑩欄の数を⑨欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から控除した数を記載すること(小数点以下第1位まで記載すること)。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。

〔参考1〕 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第1に掲げる職員

○警察官 ○皇宮護衛官 ○自衛官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生(防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。)並びに陸上自衛隊高等工科大学の生徒 ○刑務官及び入国警備官 ○密輸入の取締りを職務とする者 ○麻薬取締官及び麻薬取締員 ○海上保安官、海上保安官補並びに海上保安大学校及び海上保安学校の学生及び生徒 ○消防吏員及び消防団員

〔参考2〕 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第3に掲げる職員

○国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第3項第2号から第11号までに掲げる職員(同項第9号に掲げる職員については、就任について国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員に限る。)及び船員である職員 ○裁判官、検察官、大学及び高等専門学校の教育職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第1号に掲げる職(就任について地方公共団体の議会の議決又は同意によることを必要とする職に限る。)及び第4号に掲げる職に属する職員 ○国会の衛視 ○法廷の警備を職務とする者 ○漁業監督官及び漁業監督吏員並びに森林警察を職務とする者 ○航空交通管制官 ○医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師 ○幼稚園、小学校、特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行うものを除く。)及び幼保連携型認定こども園の教育職員 ○児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。)において児童の介護、教護又は養育を職務とする者 ○動物検疫所の家畜防疫官及び猛獣猛きん又は種雄牛馬の飼養管理を職務とする者 ○航空機への搭乗を職務とする者 ○鉄道車両、軌道車両、索道搬器又は自動車(旅客運送事業用バス、大型トラック及びブルドーザー、ロードローラーその他の特殊作業用自動車に限る。)の運転に従事する者 ○鉄道又は軌道の転てつ、連結、操車、保線又は踏切保安その他の運行保安の作業を職務とする者 ○とび作業、トンネル内の作業、いかだ流し、潜水その他高所、地下、水上又は水中における作業を職務とする者 ○伐木、岩石の切出しその他不安定な場所において重量物を取り扱う作業を職務とする者 ○建設用重機械の操作、起重機の運転又は玉掛けの作業を職務とする者 ○多量の高熱物体を取り扱う作業を職務とする者

〔参考3〕 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第4

基準割合(⑥)	除外率(⑦)	基準割合(⑥)	除外率(⑦)	基準割合(⑥)	除外率(⑦)
95%以上	65%	70%以上75%未満	40%	45%以上50%未満	15%
90%以上95%未満	60%	65%以上70%未満	35%	40%以上45%未満	10%
85%以上90%未満	55%	60%以上65%未満	30%	35%以上40%未満	5%
80%以上85%未満	50%	55%以上60%未満	25%		
75%以上80%未満	45%	50%以上55%未満	20%		

様式第五号の三（裏面）を次のように改める。



様式第5号の3（裏面）

〔注意〕

- 1 ①欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第41条の特例の承認を申請する省庁（内閣府設置法第49条第1項に規定する機関又は国家行政組織法第3条第2項に規定する省若しくは庁をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。
- 2 ③欄には、①欄の省庁の外局等（内閣府設置法第49条第2項に規定する機関、国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会若しくは庁又は同法第8条の3に規定する特別の機関をいう。以下同じ。）であって、①欄の省庁とともに法第41条の特例の承認を申請する機関の名称を記載すること。
なお、①欄の省庁に複数の外局等があり、これらについて同時に特例承認の申請を行う場合は、B欄及びD欄の外局等にかかる欄については、各外局ごとの内訳を記載すること（3つの外局について承認の申請を行う場合は、当該欄内に3行に分けて記載するなど）。
- 3 ⑤欄には、③欄の外局等が①欄の省庁の外局等であることの根拠となる法令の条項を記載すること。
- 4 ⑥(イ)欄、⑦(イ)欄、⑩(イ)欄並びに⑪(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(リ)欄には、短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 4-2 ⑥(ロ)欄、⑦(ロ)欄、⑩(ロ)欄並びに⑫(ハ)、(ニ)、(リ)、(ヌ)及び(カ)欄には、法第69条に規定する特定短時間勤務職員が除かれるものであること。
- 4-3 ⑥(ハ)欄、⑦(ハ)欄、⑩(ハ)、(ニ)及び(ハ)欄、⑪(ハ)、(ク)及び(ク)欄並びに⑬欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 5 ⑥欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第1に掲げる職員の数を記載すること。
- 6 ⑦欄には、令別表第3に掲げる職員の数を記載すること。
- 7 ⑧欄は、除外職員を除く職員の数（⑩(ニ)合計欄）に占める旧除外職員の総数（⑦(ハ)欄）の割合を記載すること。
- 8 ⑨欄は、令別表第4に従い、基準割合（⑧欄）に応じた除外率の数字を記載すること。基準割合35%未満であるときは0とすること。
- 9 ⑩(ニ)欄には、⑩(ハ)欄の数から令別表第1に掲げる職員の数を控除した数を記載すること。
- 10 ⑩(ホ)合計欄には⑨欄の数字を記載すること。
- 11 ⑩(ハ)欄には、⑩(ニ)欄の数に⑩(ホ)欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑩(ニ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 12 ⑬欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 13 ⑭欄には、⑩(ハ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑬欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
- 14 ⑭欄の合計欄の数が0より大きい場合には障害者採用促進計画を添付すること。
- 15 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

様式第五号の五（裏面）を次のように改める。



様式第5号の5（裏面）

〔注意〕

- ①欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第42条の特例の認定を申請する地方公共団体の機関（以下「認定申請地方機関」という。）の名称を記載すること。
- ③欄には、①欄の認定申請地方機関以外の地方公共団体の機関であって、当該認定申請地方機関とともに法第42条の特例の認定を申請する機関（以下「その他申請機関」という。）の名称を記載すること。
なお、3つ以上の機関等について同時に特例認定の申請を行う場合は、B欄及びD欄のその他申請機関にかかる欄については、各機関ごとの内訳を記載すること（3つの機関と特例認定の申請を行う場合は、当該欄内に3行に分けて記載するなど）。
- ⑤欄には、認定申請地方機関とその他申請機関の職員（任命権者を含む。）の任免関係等を記載するとともに、括弧内にその根拠となる法令の条項を記載すること。

（記載例）

- ①欄に知事部局、③欄に都道府県教育委員会を記載した場合
知事→教育委員会の委員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条）
教育委員会→

教育委員会→	}	教育長（同法第13条）
		事務局職員（同法第18条第7項）
		所管教育機関の職員等（同法第21条第3号、第34条）
- ①欄に知事部局、③欄に地方公営企業を記載した場合
知事→管理者（地方公営企業法第7条の2第1項）
管理者→職員（同法第9条第2号）
- ①欄に市長部局、③欄に一部事務組合を記載し、当該市長が当該一部事務組合の管理者を兼ねている場合
市長＝管理者（〇〇事務組合同規約第〇条第〇項）
管理者→職員（同規約第〇条第〇項）

- ⑥(イ)欄、⑦(イ)欄、⑧(イ)欄、⑪(イ)欄並びに⑫(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)欄には、短時間勤務職員が除かれるものであること。
- ⑥(ロ)欄、⑦(ロ)欄、⑧(ロ)欄、⑪(ロ)欄並びに⑫(ハ)、(ニ)、(リ)、(ヌ)及び(カ)欄には、法第69条に規定する特定短時間勤務職員が除かれるものであること。
- ⑥(ハ)欄、⑦(ハ)欄、⑧(ハ)欄、⑪(ハ)、(ニ)及び(ヘ)欄、⑫(ハ)、(フ)及び(ク)欄並びに⑬欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- ⑥欄には、①欄の認定申請地方機関において任命された職員のほか、地方自治法第252条の17の規定に基づき当該認定申請地方機関から③欄のその他申請機関へ派遣されている職員、当該認定申請地方機関を退職し現在は当該その他申請機関の職員であるものの一定期間勤務後は当該認定地方機関の職員として再び任命される見込みである職員等事実上当該認定申請地方機関において任免を行っている職員を含んだ数を記載すること。
- ⑦欄には、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（以下「令」という。）別表第1に掲げる職員の数を記載すること。
- ⑧欄には、令別表第3に掲げる職員の数を記載すること。
- ⑨欄は、除外職員を除く職員の数（⑪(ニ)合計欄）に占める旧除外職員の総数（⑧(ハ)欄）の割合を記載すること。
- ⑩欄は、令別表第4に従い、基準割合（⑨欄）に応じた除外率の数字を記載すること。基準割合が35%未満であるときは0とすること。
- ⑪(ニ)欄には、⑪(ハ)欄の数から令別表第1に掲げる職員の数を控除した数を記載すること。
- ⑪(ホ)合計欄には⑩欄の数字を記載すること。
- ⑪(ハ)欄には、⑪(ニ)欄の数に⑪(ホ)欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑪(ニ)欄の数から控除した数を記載すること。
- ⑭欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- ⑮欄には、⑪(ハ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑬欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
- ⑮欄の合計欄の数が0より大きい場合には障害者採用促進計画を添付すること。
- 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。

様式第六号（裏面）を次のように改める。



様式第6号 (裏面)

[注意]

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条、第45条の2又は第45条の3の特例の認定を受けた事業主については、この様式は使用せず、それぞれ様式第6号の2、様式第6号の3又は様式第6号の4を使用すること。
- 2 ①欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ②欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記載すること。
- 4 ⑥欄には、法第44条の特例における子会社に含まれる事業所である場合は「1」を、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「A型事業所」という。）の場合は「2」を、それ以外の事業所である場合は「3」を記載すること。
- 5 ⑧欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 6 ⑨欄には、⑧欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 7 ⑩(イ)欄並びに⑪(ホ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(レ)欄には、短時間労働者の数を含めないこと。
- 8 ⑩(ニ)欄には、⑩(ハ)欄の数に⑨欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑩(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 9 ⑩(ハ)及び(ニ)欄、⑪(ヌ)、(タ)及び(ネ)欄並びに⑫欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 10 ⑪欄及び⑫欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 10-2 法第70条に規定する特定短時間労働者については、⑪(リ)欄に重度身体障害者、⑪(ヨ)欄に重度知的障害者、⑪(ツ)欄に精神障害者の数をそれぞれ記載すること。ただし、A型事業所については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の支援を受ける者を含めないこと。
- 10-3 ⑩(ロ)欄、⑪(ト)、(チ)、(リ)、(カ)及び(リ)欄には、特定短時間労働者の数を含めないこと。
- 11 ⑬欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 12 ⑭欄には、⑩(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑫欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.5、特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2に掲げるものに限る。）にあつては100分の2.8であること。
- 13 D欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。
- 14 E欄の障害者雇用推進者とは、法第78条第2項の規定に基づいて選任される者をいうものであること。

様式第六号の十二（表面）を次のように改める。



事業協同組合等及び特定事業主の概要

令和 年 月 日現在

A 事業協同組合等の概要						
① 名称及び代表者の氏名	② 主たる事務所の所在地	③ 事業の種類	産業分類番号	④ 事業所の数		
B 特定事業主の概要						
⑤ 名称及び代表者の氏名	⑥ 主たる事務所の所在地	⑦ 事業の種類	産業分類番号	⑧ 事業所の数		
	(公共職業安定所)					
⑨ 子会社特例認定等の有無	(有 ・ 無)					
C 事業協同組合等の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況						
⑩ 常用雇用労働者の数		⑪ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			⑫ $\frac{\text{⑪のイ}}{\text{⑩のハ}} \times 100$ %	
(イ) 常用雇用労働者数	人	(イ) 重度身体障害者数	人	(イ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数		人
(ロ) 短時間労働者数	人	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	人	(ロ) 重度知的障害者である特定短時間労働者数		人
(ハ) 常用雇用労働者の総数 [イ+ロ×0.5]	人	(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者数	人	(ハ) 精神障害者数		人
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者数	人	(ニ) 精神障害者である短時間労働者数		人
		(ホ) 重度身体障害者である特定短時間労働者数	人	(ホ) 精神障害者である特定短時間労働者数		人
		(ヘ) 重度知的障害者数	人	(ヘ) 計 [イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ニ+ロ×0.5]		人
		(ト) 重度知的障害者以外の知的障害者数	人			
		(チ) 重度知的障害者である短時間労働者数	人			
D 事業協同組合等における身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための特別な配慮の状況						
⑬ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別な配慮をした施設又は設備の概要						
⑭ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための雇用管理上の特別な配慮の状況						
(イ) 専任の指導員等の配置状況			(ロ) その他特別な配慮がある場合はその状況			
E 特定事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況						
⑮ 常用雇用労働者の数		⑯ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数				
(イ) 常用雇用労働者数 (短時間労働者を除く)	人	(イ) 重度身体障害者数	人	(イ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数	人	
(ロ) 短時間労働者数	人	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	人	(ロ) 重度知的障害者である特定短時間労働者数	人	
(ハ) 常用雇用労働者の総数 [イ+ロ×0.5]	人	(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者数	人	(ハ) 知的障害者数[(イ×2)+チ+リ+(ヌ+ル)×0.5]	人	
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者数	人	(ニ) 精神障害者数	人	
		(ホ) 重度身体障害者である特定短時間労働者数	人	(ホ) 精神障害者である短時間労働者数	人	
		(ヘ) 身体障害者数[(イ×2)+ロ+ハ+(ニ+ホ)×0.5]	人	(ヘ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人	
		(ト) 重度知的障害者数	人	(ト) 精神障害者数[ワ+カ+(コ×0.5)]	人	
		(チ) 重度知的障害者以外の知的障害者数	人	(チ) 計 [ヘ+ワ+タ]	人	
		(テ) 重度知的障害者である短時間労働者数	人			
F 事業協同組合等と特定事業主の人的関係又は営業上の関係						
F-1 人的関係	⑰ 事業協同組合等の役員の特任事業主からの選任状況	(イ) 事業協同組合等の役員数	(ロ) (イ)のうち特定事業主の役員又は職員から選任されている者の数	(ハ) $\frac{\text{ロ}}{\text{イ}} \times 100$	(ニ) 特定事業主から選任されている役員の氏名、事業協同組合等における役職及び略歴	
		人	人	%		
F-1 人的関係	⑱ 事業協同組合等の従業員のうち特定事業主からの派遣されている者の状況	(イ) 事業協同組合等の従業員総数	(ロ) (イ)のうち特定事業主から派遣されている者の数	(ハ) $\frac{\text{ロ}}{\text{イ}} \times 100$	(ニ) 特定事業主から派遣されている者の主な職名	
		人	人	%		
F-2 営業上の関係	⑲ 事業協同組合等の直近の事業年度における特定事業主からの受注(売上げ)の実績		⑳ 事業協同組合等の直近の事業年度における特定事業主からの受注(売上げ)の見込み			
	千円		千円			